

# 反社会的勢力による被害防止指針

## 1 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- ・ 組織としての対応
  - ・ 外部専門機関との連携
  - ・ 取引を含めた一切の関係遮断
  - ・ 有事における民事と刑事の法的対応
  - ・ 裏取引や資金提供の禁止
- 

## 2 基本原則に基づく対応

### (1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方

- ・ 反社会的勢力による不当要求に対し、倫理規程・行動規範・社内規則に明文化し、経営トップを含む組織全体で対応する。
  - ・ 「反社会的勢力」は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団などやそれらの属性要件だけでなく、暴力的要求や不当要求といった行為要件にも注目し対処する。
  - ・ 不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
  - ・ 平素から、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士など外部専門機関と連携する。
  - ・ 反社会的勢力とは一切の関係を持たない。不当要求は拒絶する。
  - ・ 不当要求には民事・刑事の両面から法的対応を行う。
  - ・ 不祥事を理由とした不当要求でも裏取引は絶対に行わない。
  - ・ 資金提供は絶対に行わない。
- 

### (2) 平素からの対応

- ・ 経営トップは基本方針を社内外に宣言し、体制整備・安全確保・外部連携を行い、取締役会に報告する。

- ・ 常に相手が反社会的勢力でないか注意する。判明または疑いが生じた場合は速やかに関係を解消する。
  - ・ 契約書・取引約款に暴力団排除条項を導入し、株取引状況も可能な範囲で確認する。
- 

### (3) 有事の対応(不当要求への対応)

- ・ 不当要求があった場合は、速やかに経営部門に報告する。
  - ・ 適宜外部専門機関に相談し、不当要求対応要領に従って対応する。
  - ・ 民事・刑事の手段を講じ、刑事事件化を躊躇しない。積極的に被害届を提出する。
  - ・ 不祥事を理由とする要求の場合、調査を行い、虚偽なら拒絶。真実でも不当要求は拒絶し、適切な開示や再発防止策で対応する。
  - ・ 資金提供は絶対に行わない。これは更なる被害や暴力団の存続を助長するため。
- 

## 3 内部統制システムと反社会的勢力による被害防止との関係

- ・ 取締役は善管注意義務として、自社の健全性を保つための内部統制システムの構築・運用を行う義務を果たす。
- ・ 反社会的勢力による不当要求には、幹部・従業員・関係会社を対象とするものが含み、それらを識別の上対応を行う。
- ・ 反社会的勢力による被害につながる事案に対し、不祥事を理由とする場合の企業内部での隠ぺい行動を予防するための自浄作用につながる、業務の適正性を確保していく。